

西尾市低入札価格調査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、本市が競争入札により行う建設工事の契約について、地方自治法施行令第167条の10第1項（同令第167条の13において準用する場合を含む。）に規定する「予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者の当該申込みに係る価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき」の落札者の決定方法について、必要な事項を定めるものとする。

(調査)

第2条 契約担当者は、開札の結果、低入札調査基準価格を下回る価格（入札金額に消費税及び地方消費税に相当する額を加えた額（以下「入札額」という。）で入札（以下「低入札」という。）が行われた場合は、落札者の決定を保留するものとする。

2 前項の場合において、西尾市低入札価格調査会は、直ちに低入札を行った者を契約の相手方とすることの適否について、低入札価格調査書（別記様式）により、当該低入札者から事情聴取等の調査を行うものとする。

3 前項の調査の結果、契約の履行が確保されると認められる場合は、当該低入札者を契約の相手方として決定するものとする。また、契約の履行が確保できないと認められる場合は、予定価格以下で当該低入札者に次ぐ低価格をもって申込みをしたもの（以下「次順位者」という。）を契約の相手方として決定するものとする。

4 前2項の規定は、次順位者が低入札に該当した場合に準用する。

5 契約検査担当課長は、前3項の規定により契約の相手方を決定した場合には、直ちに口頭または、書面をもってその旨を当該入札参加者に通知しなければならない。ただし、電子入札の場合は、電子調達システムにより通知する。

(調査対象工事等)

第3条 前条の低入札価格調査の対象は、一般競争入札又は指名競争入札に付する建設工事のうち、総合評価競争入札に付する建設工事とする。

(低入札調査基準価格)

第4条 低入札調査基準価格は、予定価格の算出の基礎となった次の各号に掲げる額に当該各号に定める割合を乗じて得た額の合計額（その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額。以下「基準価格」という。）に100分の110を乗じて得た額とする。

(1) 直接工事費の額 10分の9.7

(2) 共通仮設費の額 10分の9

(3) 現場管理費の額 10分の9

(4) 一般管理費等の額 10分の6.8

2 前項の規定にかかわらず、基準価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の9.2を乗じて得た額を超える場合にあっては予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の9.2を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額を、基準価格が予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の7.5を乗じて得た額に満たない場合にあっては予定価格に110分の100を乗じて得た額に10分の7.5を乗じて得た額(その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)に100分の110を乗じて得た額を低入札調査基準価格とする。

3 前2項の規定にかかわらず、必要があると認められる場合は、10分の9.2から10分の7.5までの範囲内で市長の定める割合を予定価格に乘じて得た額を低入札調査基準価格とすることができる。

4 前3項の規定により低入札調査基準価格を定めたときは、予定価格に併記しなければならない。

(失格判断基準)

第4条の2 失格判断基準は、次の各号に定める基準をいうものとし、同基準のいずれかに該当する入札は、失格とする。

(1) 入札価格(入札書に記載された価格。以下同じ)の積算内訳である直接工事費の額が、予定価格算出の基礎となった直接工事費の額に10分の9を乗じて得た額を下回る場合

(2) 入札価格の積算内訳である共通仮設費の額が、予定価格算出の基礎となった共通仮設費の額に10分の8を乗じて得た額を下回る場合

(3) 入札価格の積算内訳である現場管理費の額が、予定価格算出の基礎となった現場管理費の額に10分の8を乗じて得た額を下回る場合

(4) 入札価格の積算内訳である一般管理費等の額が、予定価格算出の基礎となった一般管理費の額に10分の3を乗じて得た額を下回る場合

(西尾市低入札価格調査会)

第5条 第2条に規定する調査及び審議をするため、西尾市低入札価格調査会(以下「調査会」という。)を設置する。

2 調査会は、契約担当部長、契約担当部次長、契約検査担当課長、工事担当課

長及び工事担当主査をもって組織する。

3 調査会の会長は、契約担当部長をもって充てるものとし、会長に事故あるとき又は欠けたときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理するものとする。

4 調査会は、低入札が行われた場合において、速やかに会議を開催するものとする。

5 調査会に関する事務は、契約検査担当課において処理する。

(低入札調査基準価格の公表)

第6条 低入札調査基準価格の公表については、入札の開札後速やかに行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず低入札調査基準価格を公表することが競争の妨げになると判断したときは、公表を中止することができるものとする。

(委任)

第7条 この要領に定めるもののほか、事務処理方法は、契約担当部長が別に定める。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成24年3月23日から適用する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年3月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和7年2月1日から適用する。

別記様式

低入札価格調査書

年 月 日

入札日		年 月 日	
工事名			
路線等の名称			
工事場所		西尾市	
工事概要			
入札者(担当者)		入札価格	円
設計金額	円	予定価格	円
		調査基準価格	円
低入札した理由及び工事費内訳書の確認結果			
手持ち工事の状況（契約対象工事付近及び関連の工事）			
工事場所との地理的要件（低入札者の事業所、資材置場等との関連）			
手持ち資材及び機械数の状況			
資材購入先及び入札者との関係			
労務者の具体的供給見通し			
経営状況（取引金融機関、保証会社等への照会）			
信用状況（建設業法違反、賃金不払、下請支払遅延等）			
過去に施工した本市発注の公共工事名及び成績状況			